

## 秋田市アグリビジネス支援セミナー開催業務委託 仕様書

### 1 目的

アグリビジネスに関心がある事業者等の効果的な発掘・育成を目的に「秋田市アグリビジネス支援セミナー」（以下、「セミナー」という。）を開催する。

今回は、「漬物製造ビジネス」をテーマに講演会およびパネルディスカッションを行うほか、同日同会場にて漬物展示コーナーおよび相談コーナーを併設し、漬物製造についての普及啓発を図る。

### 2 業務名

秋田市アグリビジネス支援セミナー開催業務委託

### 3 委託期間

契約締結日の翌日から令和5年2月20日（月）まで

### 4 開催概要

- (1) 開催日時 令和5年1月20日（金）午後1時20分～午後3時40分
- (2) 開催場所 にぎわい交流館AU 3階 多目的ホール  
（秋田市中通一丁目4-1）
- (3) 対象 漬物ビジネスに関心のある市民、農業者および事業者等
- (4) 参加者数 最大200名（新型コロナウイルス感染状況によっては、市と協議し、収容人数を決定すること。）
- (5) 開催形式 二部構成とし、第一部は講演会、第二部はパネルディスカッションとする。

### 5 業務委託内容

- (1) 会場設営業務
  - ア セミナー会場（相談コーナー、展示コーナー、控え室を含む）の設営および撤去。使用する会場については、市と協議し、本予約すること。
  - イ セミナー会場内看板の制作、設置（横看板1、縦垂れ幕2）、その他装飾
  - ウ 演台横に飾る花台および生花（ダリア等）の手配、設置
  - エ プロジェクターおよび音響装置の設置とその他必要な備品の手配
  - オ 会場および装置、備品等の利用料金の支払い手続き
- (2) 下記出演者への謝礼および旅費等の支払い手続き
  - ア 第一部の講演会講師謝礼（8万円）  
※講師は第二部のパネリストも兼ねる。
  - イ 第一部の講演会講師の旅費（東京～秋田往復と1泊2日分の宿泊費）
  - ウ 第二部のパネリスト3名（講演会講師除く）の謝礼（各3万円）
  - エ 第二部のパネリスト1名分の交通費（横手市～秋田市の往復分）
  - オ 総合司会者の謝礼（3万円）
- (3) 講演講師、パネリスト、司会者との事前打合せの実施
- (4) 周知用チラシのデザイン、印刷
  - ア 規格はA4サイズ両面とし、申込欄を記載すること。

イ 完成前に校正チェックとして市に提出すること。

ウ チラシのデータ提出期日は、令和4年12月20日（火）とし、配布に必要な枚数を印刷すること。なお、掲載データは編集可能な状態で提出すること。（その際のファイル形式は市と協議すること。）

(5) 開催通知、案内およびとりまとめ

ア 関係機関等へのチラシ配布をすること。（アグリビジネスに関連のある秋田市内の高校、短大、大学、金融機関、農業法人、報道関係、経済団体等）

イ 秋田魁新報に、セミナー開催に関する情報を掲載すること。

ウ セミナー参加者の定員確保に努め、参加申込者の取りまとめを行うこと。

(6) セミナー運營業務

ア セミナー資料の作成、印刷をすること。

イ 当日の会場受付者と責任者の配置をすること。

ウ 来場者の案内および誘導をすること。

エ 会場プロジェクターおよび音響装置の操作担当者を配置すること。

オ 受講者アンケートの作成、配付、回収、取りまとめおよび結果分析をし、業務完了報告書に含めて提出すること。

## 6 新型コロナウイルス等の感染症対策

新型コロナウイルス等の感染状況に応じて、以下の対策等を実施すること。

(1) セミナー会場や受付に透明シートおよび手指消毒アルコールを設置するなど、感染対策を行うこと。

(2) 受付時に、非接触式の検温器で検温を行うとともに、参加者の確認および座席指定を行うこと。

(3) 参加者が密接・密集とならない動線が確保できるように対処すること。

(4) ワクチン接種進捗状況や感染状況によっては参加人数を市と協議し、収容人数を決定すること。

(5) 講演講師およびパネリストが新型コロナウイルスに感染または濃厚接触者となり、当日の出席が困難になった場合は、可能な限り、リモート出演とすること。

## 7 業務完了報告書

本業務の全ての業務完了の後に、セミナー開催状況および完了の確認ができる写真およびアンケート結果等を添付のうえ、業務完了報告書を提出すること。

## 8 その他、特記事項

(1) 受託者は業務の遂行にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

(2) 本業務に際し、必要な一切の費用は当初の契約金額に含むものとする。

(3) 事業実施に際して、市の指示があった場合は、その指示に従い作業を進めるとともに、市はいつでもその作業状況の報告を求められるものとする。

(4) 本業務の成果物の所有権や著作権は、原則としてすべて市に帰属するものとする。

(5) 新型コロナウイルスの感染拡大等による実施内容の変更等を含め、受託者は、市と十分に協議を行い、円滑に業務を実施すること。